

高知県資源管理方針（くろまぐろ）の運用についての概要

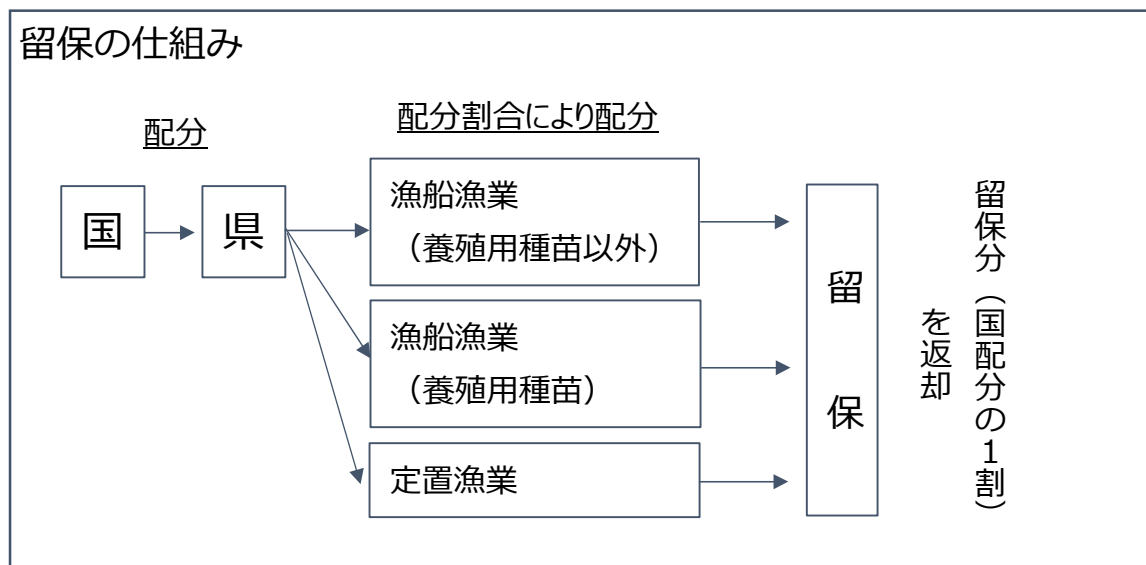
1 留保の返却・充当の仕組み

（１）漁獲可能量の配分

国から配分された漁獲可能量を対象漁業ごとに配分

（２）留保

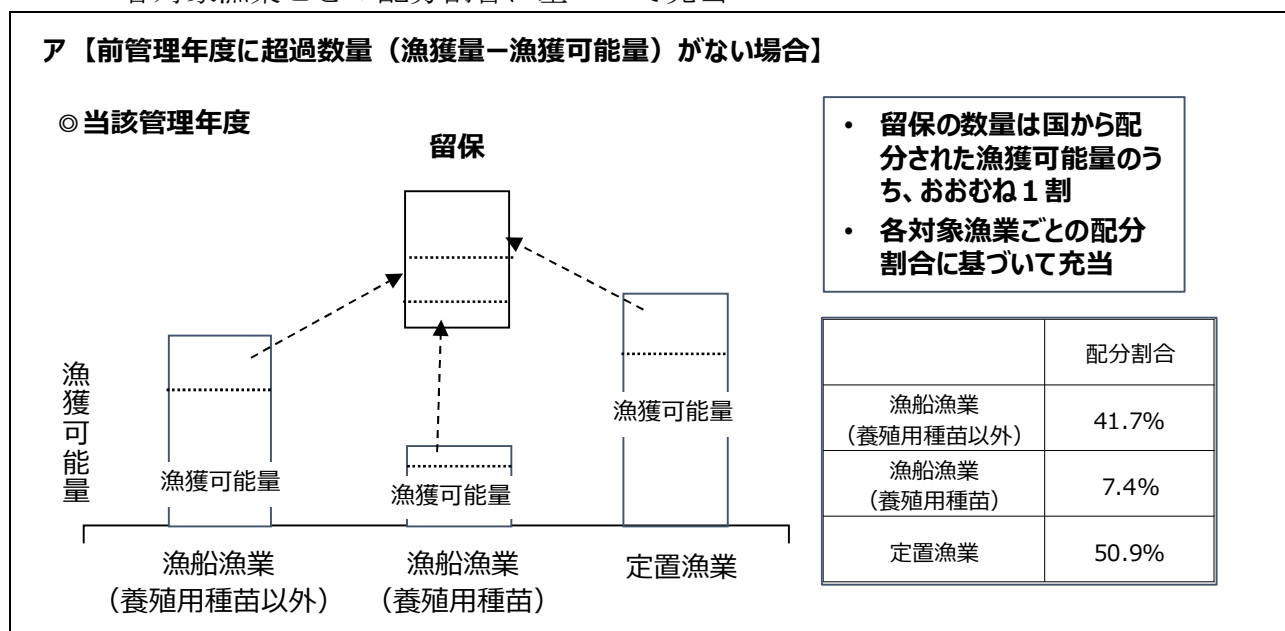
国から本県に配分された漁獲可能量のうち、全量を資源管理方針の配分割合に基づいて漁業種類ごとに配分した後、各漁業から国からの配分量のおおむね１割を本県の留保とする



(3) 留保の返却と充当

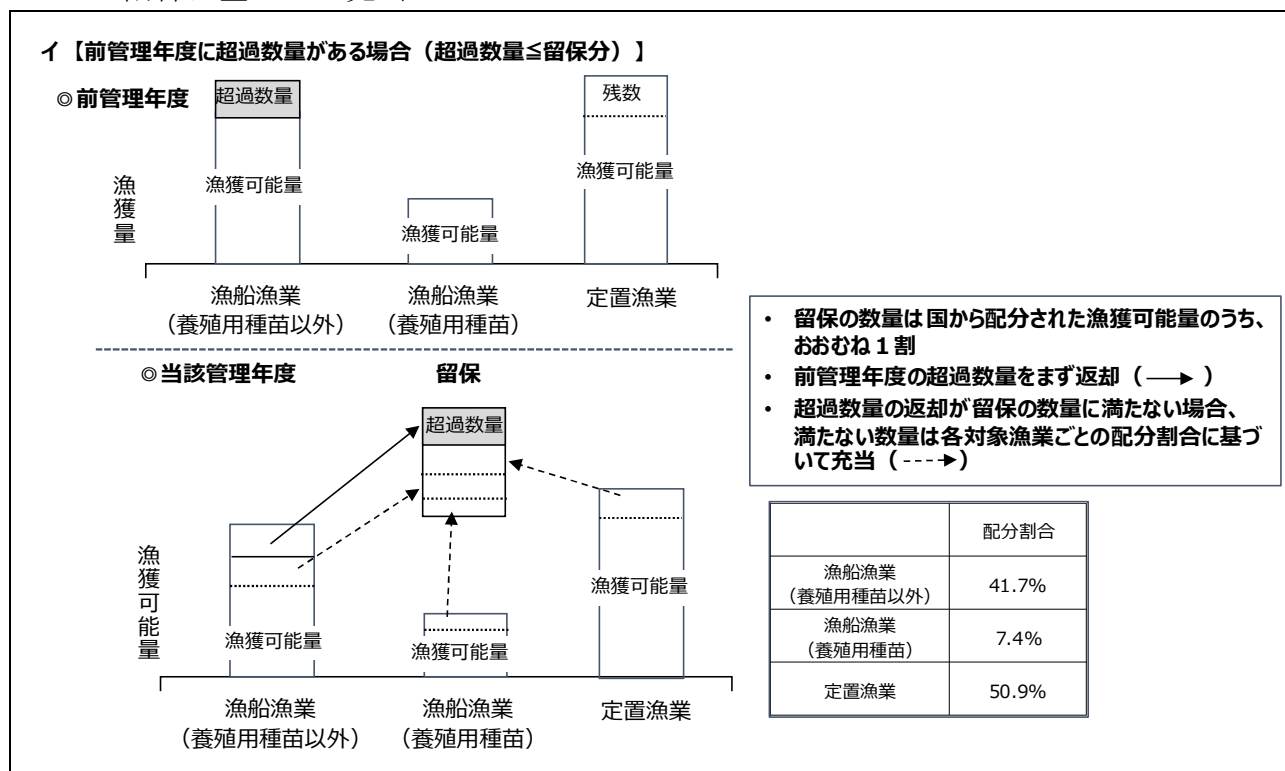
ア【前管理年度に超過数量（漁獲量－漁獲可能量）がない場合】

- ・各対象漁業ごとの配分割合に基づいて充当



イ【前管理年度に超過数量がある場合（超過数量≤留保分）】

- ・前管理年度の超過数量（漁獲量－漁獲可能量）を当該管理年度の当初配分数量から留保分に返却
- ・返却した数量が、留保分に満たない場合は、満たない数量を各対象漁業ごとの配分割合に基づいて充当

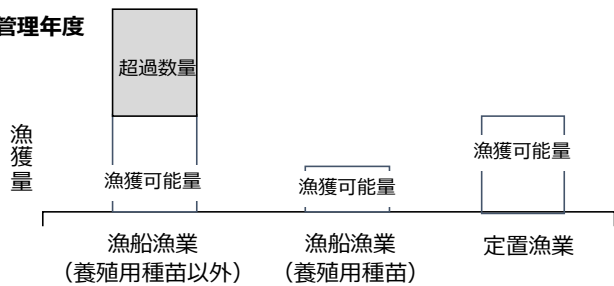


ウ【前管理年度に超過数量がある場合（超過数量＞留保分）】

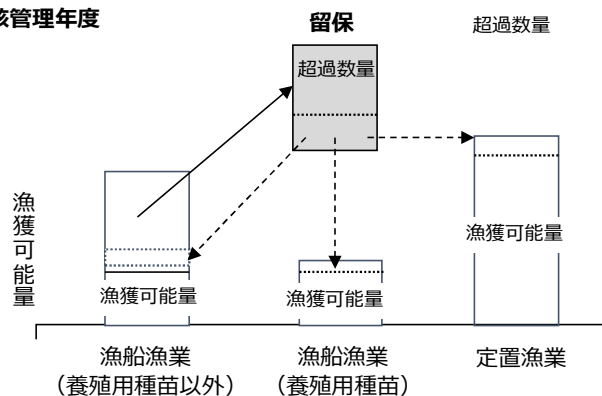
- ・前管理年度の超過数量（漁獲量－漁獲可能量）を当該管理年度の当初配分数量から留保分に返却
- ・返却した数量が、留保分を超えた場合は、超えた数量（超過数量－留保分）を各対象漁業ごとの配分割合に基づいて充当

ウ【前管理年度に超過数量がある場合（超過数量＞留保分）】

◎前管理年度



◎当該管理年度



- ・留保の数量は国から配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割
- ・前管理年度の超過数量をまず返却（→）
- ・超過数量の返却が留保の数量を超えた場合、超えた数量は各対象漁業ごとの配分割合に基づいて再配分（----→）

	配分割合
漁船漁業（養殖用種苗以外）	41.7%
漁船漁業（養殖用種苗）	7.4%
定置漁業	50.9%

2 採捕停止命令の運用について

- ・漁獲量が漁獲可能量を超えたことが判明し、採捕停止命令を 14 時までに発出する場合は、翌日から採捕停止とする
- ・漁獲量が漁獲可能量を超えたことが判明し、採捕停止命令を 14 時以降に発出する場合は、翌々日から採捕停止とする
- ・土日祝日に漁獲可能量を超える可能性が高い場合は、その前日に採捕停止命令を発出する
- ・採捕停止命令の発出は直近（10 日間）の 1 日あたりの漁獲量（漁獲量がある日のみ平均）を考慮し、土日祝日に漁獲量が漁獲可能量に達する見込みがある場合に行う

（例）

◎漁獲可能量 残り 200kg

◎1日あたりの平均漁獲量 100kg

	金	土	日	月 (祝日)
残り(kg)	200	100	0	0
漁獲量(kg)	100	100		
採捕停止	● (採捕停止命令)		※ 	
			(採捕停止期間)	

※ 漁獲量が漁獲可能量に達する見込み